

日本免疫毒性学会 奨励賞選考規定

平成 26 年 9 月 11 日改定

令和元年 12 月 27 日改定

第 1 条 設置：日本免疫毒性学会は奨励賞を設ける。

第 2 条 授賞の対象：免疫毒性に関する研究において独創的な研究業績をあげており、将来が期待される本会会員に授与する。ただし、推薦される研究課題で既に他学会等の賞を受けているものは対象とならない。

第 3 条 候補者の資格：現に 3 年以上継続して日本免疫毒性学会の会員であること。

第 4 条 表彰：授賞者数は毎年 2 名以内とし、賞状を授与する。授賞式は当該年度の日本免疫毒性学会学術年会の総会にて行う。

第 5 条 受賞講演：受賞者は当該年度の日本免疫毒性学会学術年会にて受賞講演を行う。

第 6 条 候補者の推薦：評議員 1 名の推薦を必要とする。推薦者は、授賞候補者に関する所定の書類を日本免疫毒性学会理事長（事務局）に 2 月末までに提出する。

1. 推薦書（候補者氏名、略歴、会員歴等を所定の用紙に記入したもの）
2. 推薦理由（2000 字以内）
3. 奨励賞の対象となる業績目録：原著論文、総説・著書
4. 過去 3 年間に日本免疫毒性学会学術年会で発表した一般講演演題リスト（共同著者となっている演題を含む）

第 7 条 選考：

1. 奨励賞の選考は、学術・編集委員会内に設けられた学会賞等選考小委員会（5 名）が行う。
2. 選考小委員会委員長は理事長と学術・編集委員長が協議の上指名し、委員は学術・編集委員長と学会賞等選考小委員会委員長が協議の上指名する。委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。
3. 候補者と同一の講座（大学以外の機関はこれに準ずる部局）に所属する者および推薦者はその年度の選考小委員会委員長及び選考委員にはならないものとする。
4. 選考小委員会は授賞者を選定し、選考小委員会委員長は、該当者なしの場合を含めて、学術・編集委員長及び理事長に報告する。
5. 理事長は選考小委員会の選考結果について理事に通知し、承認を得る。
6. 選考方法等に関する申し合せは別途定める。